

令和 8 年度
仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務

受託候補者募集要領

令和 8 年 6 月
仙台市経済局産業政策部
中小企業支援課

令和 8 年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務 受託候補者募集要領

1 本書の目的

令和 8 年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務の受託候補者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

別紙「令和 8 年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 委託上限額（予算規模）

上限 4,922,000 円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）

※委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

4 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を代表構成員とする複数の者による共同企業体とする。

- (1) 委託業務の内容を的確に遂行するに足る能力を有する者であること
- (2) 仙台市と密接な連携がとれる体制を確保できること
- (3) 本業務に関する委託契約を仙台市との間で直接締結できる者であること
- (4) 仙台市の指示に速やかに従うことができること
- (5) 本業務に関連する業務について実績を有すること
- (6) 仙台市に設置される審査委員会でのプレゼンテーション審査に参加することが可能であること
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (9) 仙台市税（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (10) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (11) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと
- (12) 現金出納簿等の会計関係書類及び貸金台帳等の労働関係書類を整備していること
- (13) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと
- (14) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となることに同意すること

5 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託費の支払条件

完了払い

※業務完了後、仙台市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。

(4) その他

- ・ 契約については、事前に委託内容、委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・ 契約の締結にあたっては、企画提案書の内容を特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・ 申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合がある。
- ・ 本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・ 特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存することとし、業務完了後に委託者の閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・ 契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

6 公募期間等のスケジュール

(1) 公募開始	令和8年6月30日（火）
(2) 質問票の受付期限	令和8年7月6日（月）17時
(3) 参加表明書兼誓約書の受付期限	令和8年7月13日（月）17時
(4) 応募書類の受付期限	令和8年7月21日（月）12時
(5) プレゼンテーション審査会	令和8年7月24日（金）予定
(6) 審査結果通知	令和8年7月27日（月）予定
(7) 委託契約の締結、業務開始	令和8年7月27日（月）以降予定

7 質問の受付及び回答

本業務等について質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年7月6日（月）17時必着

(2) 受付方法

仙台市ホームページより「質問票（別紙1）」をダウンロードし、質問事項を記入の上、本要領12に記載の担当課あてに電子メールで提出する。なお、電子メールのタイトルには「令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務に関する質問」と記載すること。受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

(3) 回答

随時質問者に個別に回答するほか、全質問とその回答を仙台市ホームページに掲載する。

8 参加表明書兼誓約書の提出

本業務の企画提案応募を希望する場合は、下記により参加表明書兼誓約書を提出すること。なお、企業連合（共同企業体）として応募する場合には、代表構成員名で提出して差し支えないが、構成員全員が応募要件を満たし、誓約していることについては、代表構成員の責任において確認すること。

(1) 提出期限

令和8年7月13日（月）17時必着

(2) 提出先

本要領12に記載の担当課

(3) 提出方法

仙台市ホームページより「令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務企画提案参加表明書兼誓約書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本要領12に記載の担当課あてに電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルには「令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務企画提案参加表明書兼誓約書」と記載すること。

9 企画提案書の提出

本業務の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月21日（月）**12時**必着

(2) 提出先

本要領12に記載の担当課

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。

(4) 提出書類

以下のとおり

- ① 応募申込書（様式第2号）
- ② 企画提案書（A4版横の任意様式、下記留意点参照）
- ③ 経費見積書（任意様式、積算内訳を添付）
- ④ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

- ⑤ 定款または寄付行為（法人格を有しない場合は運営規約等）の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写し等
- ⑦ 直近の決算書またはこれに類する書類
- ⑧ 仙台市税の滞納がないことの証明書（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書）
- ⑨ 納税証明書（法人税及び消費税・地方消費税について未納税額のないことの証明書）
- ⑩ （共同企業体の場合）企業連合協定書（様式第3号）

（5）留意点

- ① 企画提案書はA4版横に横書き、15分程度で説明できる量とし、ページ番号を付すること。必要に応じて絵・図・フロー図などを用いて分かりやすく記載すること。Word形式、PowerPoint形式、PDF形式のいずれかで提出すること。プレゼンテーション審査では企画提案書を用いて行うため、別途プレゼン資料を用意することは認めない。
- ② 地域中核企業輩出支援パッケージ (https://www.city.sendai.jp/chiikikeizaisaisei/chukaku/package_r6.html) における本制度の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ③ 企画提案書には、下記事項を記載すること。それぞれの項目について、「令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務委託仕様書」において提案することとしている事項を記載すること。
 - ・ 業務全体のスケジュール
 - ・ 実施体制（組織図の添付など、本委託業務に携わる職員等の役割分担表を作成し固有名詞も含め具体的に記載）
 - ・ 本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績
 - ・ 制度の周知・認知向上に関すること
 - ・ 宣言及び企業表彰への参画促進に関すること
 - ・ 表彰・イベント及び価値発信に関すること
 - ・ 審査事務局運営に関すること
 - ・ 表彰及びイベントの企画運営に関すること
 - ・ 学生連携の実施に関すること
 - ・ 【任意提案】受賞企業に対する副賞に関すること
 - ・ その他業務の実施に関して必要な事項

（6）その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類等は返却しないこととする。
- ③ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

10 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

（1）選定方法

審査は「令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務受託候補者選定に係る審査委員会」

において企画提案書に基づく応募者からのプレゼンテーションを踏まえて行う。

なお応募者多数の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、下記の（２）審査基準に沿って一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する。一次審査の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール等により通知する。

① プレゼンテーション

開催日時：令和 8 年 7 月 24 日（金）午前予定 ※詳細は応募申込書の提出者に後日連絡する。

場 所：仙台市役所経済局会議室（仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 9 階）

② 内容・方法

応募者より企画提案内容の説明を受け、その後審査委員との質疑応答を行う。内容説明の時間は 15 分以内、質疑応答時間は 10 分以内とし、企画提案書の内容に基づく説明を行うこと。

※出席者は、1 者あたり 2 名までとする。

※審査委員は、下記の（２）審査基準に沿って企画提案内容の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

③ 審査内容

評価については 5 段階評価（5:最高評価、1:最低評価）とし、審査項目ごとに一定の倍率をかける傾斜配点を採用する。各審査項目において、要件を満たさない場合は 0 点とし、「域内事業者の推進」以外の項目で 0 点を取得した場合は不採択とする。また、総合点数が同じ事業者が複数いる場合には、各委員の採点において評価票の「審査項目」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。

第一優先項目 「業務内容の妥当性」

第二優先項目 「実現性」

第三優先項目 「趣旨の理解」

（２）審査基準

審査項目と配点	審査の視点
趣旨の理解【15 点】	
・ 企画提案の全体（15 点）	仙台市の中小企業を取り巻く環境やニーズを正確に捉え、業務目的に即した提案内容となっているか。また、本市が令和 6 年度より実施している地域中核企業輩出支援パッケージにおける本制度の趣旨を踏まえた効果的かつ効率的な周知・広報の方法、内容等を提案できているか。
実現性【25 点】	
・ 業務全体のスケジュール（5 点）	本業務が適切かつ円滑に実施できるスケジュールであるか。
・ 業務の実施体制（5 点）	業務の効果的な実施に必要な人材と十分な人員配置が予定されているか。
・ 費用の妥当性（5 点）	必要経費の積算根拠（単価・数量・内容）が示されており、妥当性があるか。
・ 本業務に類似・関連する業務に	本業務の実行力を示す実績及びノウハウを有しているか。

係る過去の実績（10点）	
業務内容の妥当性【40点】	
・仙台「四方よし」企業制度の周知・認知向上（10点）	市内中小企業や学生等に向けた効果的な周知・広報施策が提案できているか。
・宣言企業・表彰企業の参画促進（10点）	提案された内容・方法により、宣言企業と表彰企業の新規応募獲得が見込まれるか。 新たに獲得を目指す宣言企業数の目標は妥当か。
・表彰・イベント及び価値発信（10点）	表彰式の円滑な運営、業務の目的達成に資する効果的なイベントの提案が行えているか。
・学生連携の実施（10点）	学生の視点を通じた、企業にとって新たな気づきや価値の再認識につながるような、連携機会の提案が行えているか。
域内事業者の推進【5点】	
・本店の所在地【5点】 （本店の場合：5点、支店の場合：3点）	仙台市内に本店又は支店が置かれているか。業務上必要な場合であり、かつ応募者以外の事業者が関与する場合（再委託等）は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか。
業務内容の創意工夫（加点項目）【15点】	
・その他有効な提案（15点）	本業務の目的を踏まえ、独自性や創意工夫がなされた提案内容となっているか。

(3) 審査結果

採択・不採択の結果については、メール等で通知し、問い合わせには対応しない。

(4) 採択者数

1者

1.1 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない場合または委託契約締結までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合
- ・ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ・ 上記3に示す予算規模上限額を超える提案を行った場合
- ・ その他、募集要領に定める条件に違反した場合

1.2 担当課

仙台市経済局産業政策部中小企業支援課成長支援係

住所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

電子メール：kei008040@city.sendai.jp

電話：022-214-7338 FAX：022-214-8321